

輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、自動販売機型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑦、令18の2①）。

- (注) 1 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 2 許可を受けている輸出物品販売場について、法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令18の2⑱）。
 - 3 許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。
 - 4 許可を受けている輸出物品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合には、遅滞なく、「自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書」を提出する必要があります（令18の2⑳）。

2 記載要領

(1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（例：〇〇店内自動販売機第1号や△△モール2階□□通路自動販売機第2号）を記載します。「販売場の名称」は、販売場の所在地の近くに指定自動販売機を設置する場合、それぞれを区別できるような名称を記載します。

また、「所轄税務署名」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。

(2) 「指定自動販売機識別情報」欄は、許可を受けようとする指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。

(注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

(3) 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称、所轄税務署名並びに指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

3 添付書類

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（自動販売機型用）」により確認してください。